

「法人市民税 法人税割」 税率改正のお知らせ

日頃より本市法人市民税の申告納付につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、税負担の公平性の確保及び中小企業等の負担軽減を図るため、法人市民税「法人税割」の税率を、次のとおり改正いたしましたのでお知らせいたします。

1 税率改正の適用時期

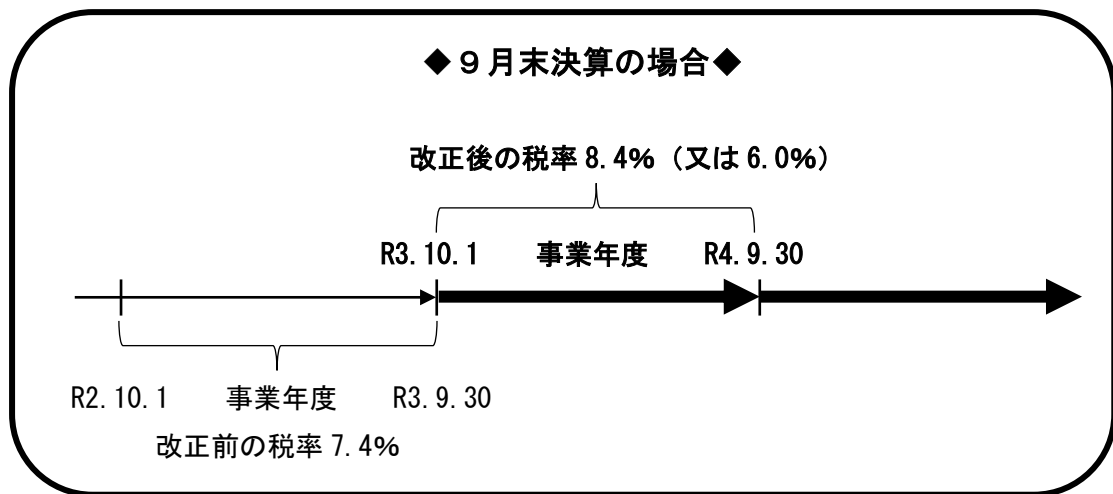
令和3年10月1日以後に開始する事業年度分の申告から適用となります。

2 税率改正の内容

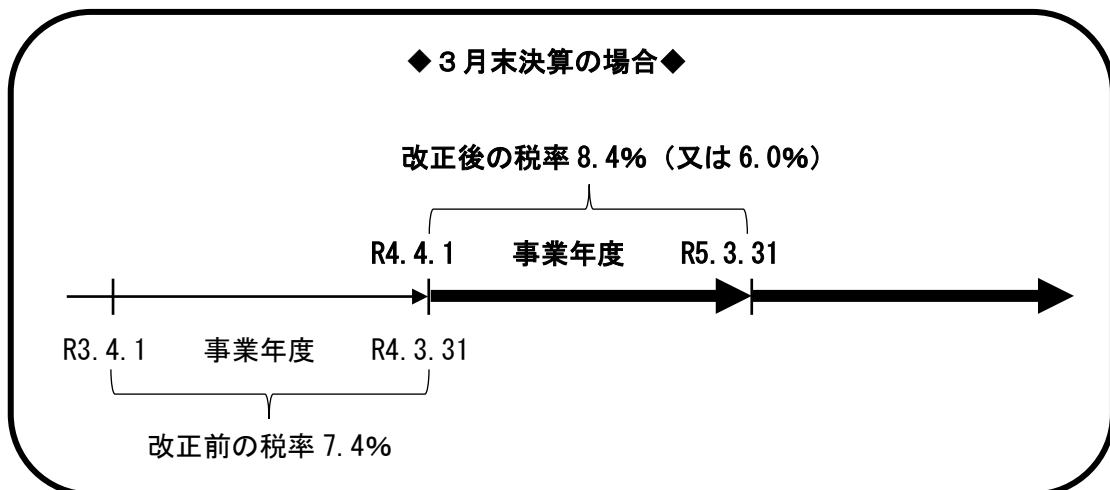
法人の区分	法人税割の税率	
	改正後	改正前
次の①又は②いずれかに該当する法人の各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額で法人税割の課税標準となるものが1,000万円以下の場合 ①資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人 ②資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社を除く。) ※資本金の額又は出資金の額は、法第321条の8第1項の規定によって申告納付する法人税割にあつては、同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における資本金の額又は出資金の額となります。 ※法第321条の13の規定により法人税額を関係市町村ごとに分割して法人税割額を算定すべき中小法人等については、法人税額は分割前の額となります。 ※法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない場合は、「1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」となります。 この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないとき、又は1月に満たない端数を生じたときは、1月とします。 ※法人税法第4条の7に規定する受託法人については、適用となりません。	6.0%	7.4%
上記以外の法人	8.4%	

※次ページ(裏面)に続く

【適用例 1】



【適用例 2】



3 その他

均等割の税率に変更はありません。

以上のとおり税率改正を行いましたので御理解賜りますとともに、申告納付の際には御協力下さいますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

〒986-8501

宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市 総務部 市民税課 諸税証明係

電話：0225-95-1111 (内線3099)

Fax：0225-95-1136